

政談演説（会）の演劇的性格——「評判記」との関わりにおいて——

池山 晃

一 はじめに——評判記と政談演説（会）——

かつて、明治前期に「評判記」と名の付く出版物が盛んに世に出ていたこと、それらの名前が新聞広告に頻出することによって、江戸期の役者評判記の流れを汲んで約二十年間刊行された「俳優評判記」が、少なくとも名称の面ではそれらによって横並びされ、評判記として「相対化」されてしまったこと、などを述べた¹⁾。

その前稿では、広告で新聞紙面を賑わせた評判記として、芸娼妓評判記と代言人評判記の二群をとりあげたが、後者については、代言人（弁護士の前身）という人種が、当時盛んに行われた「政談演説会」で演説を行う人々と多く重なること、そしてこの政談演説会が、多分に演劇的性格を帯びており、役者評判記を母型とする「評判記」との親和性が強かったことをも述べた。

ところで、政談演説をめぐることは、評判記以外にも、やはり盛んに刊行物が出ている。それらを仮に分類すれば、演説指南書、有名演説集、演説関連描写のある創作作品（戯作的性格の強いものから、いわゆる「政治小説」と呼ばれるものまでにわたる）等である（ただし、評判記を含めて、この分類によって明確な線引きができるわけではなく、これらのうち複数の要素を併せ持つ書も存在する）。

本稿では、これら演説関連出版物を対象に、政談演説（会）の性格や様相をよく示す記述を、上記の仮分類に沿ってとりあげる。そのなかで、政治演説（に携わる人々）を一時期において、「評判記」と言う伝統的な営為の系譜上にのぼせることを可能にした、政談演説会あるいは政談演説そのものの「演劇的性格」について、あらためて検証する。そのうえで、これらと評判記との関わりについても言い及ぶこととする。

二 演説指南書 — 演説「術」の移入 —

明治の世となって、種々の新しい事物が西洋から流入するなかで、「演説」というものが導入される。無論これは、政治上に新たに自由民権運動が興隆する（これは、明治二十三年の国会開設として、ひとまず結実する）のと連動してのことである。

それに伴い、演説の仕方を指南する書物群が登場する。左の引用文に登場する『公会演説法』を早い例として、明治十年代半ば頃までの動きである。ところがそれらの性質については問題点が認められており、それについての月村辰雄らによる指摘を、まず確認しておかねばならない。

たとえば明治十年に刊行された尾崎行雄訳述の『公会演説法』が、カルドウエルのエロキューションリー・リーディングの教科書に依拠しているように、当初の自由民権運動家たちには、朗読法を演説法に取り違えた気配が見受けられる。『公会演説法』には原著から取られた身振りの図が載っているが、彼らは演説には大仰な身振りと思ひ入れたらぶりの発声がつきものであると勘違いしてしまつたようである。この傾向は明治十年代半ばに陸續と刊行される各種の演説本に引き継がれ、多かれ少なかれ彼らの運動を特徴付けることになる。（中略）欧米の伝統的古典的な演説法に拠るのは、英国で正規の大学

教育を受けた馬場辰猪の『雄弁法』ぐらいなものである。⁽³⁾

たしかにこの『雄弁法』明18・8（馬場辰猪著 朝野新聞社）を見ると、

近時英国ニ於テハ重ナル雄弁家ハ成ルヘク其動作ヲナサスシテ発言スルコトニ注意セシモノ、如シ是レ近世弁論家中ニ於テ種々ノ動作ヲナシ無益ノ修飾ヲ加ヘ大ニ識者ノ嘲ヲ来シタルニ原因スルモノ、如シ

とあって、明治十年代半ばまでに刊行相次いだ演説本のなかにあつて重要な位置を占めていたとされる、朗読法系統の演説指南書の動向に、釘を刺したかのようである。

以上、演説の演劇的性格に関して、舞台上での表現行為という本質の類似とは別に、我が国への導入の際に右のような朗読法系演劇指南書によってミス・リードが生じて、その性格が強められた、という指摘について確認しておく。

さて、その指摘の趣旨を補強しうる書として、『演説金針』明治14・11（松村操編纂 思誠堂蔵版）がある。この書は、その原拠とする書が明記されている例でもあり、冒頭の「例言」に

此書米利堅人レオン氏著ス所ノ「ゼー、アメリカン、エルクシユニスト（米国雄弁大家ト訳ス）ヲ原本トシテ訳述シ間々他書ヲ以テコレヲ補フ

とあることから、『THE AMERICAN ELOCUTIONIST

AND DRAMATIC READER.” (JOSEPH A. LYON 1872 PHILADELPHIA) に拠ったことがわかる。ところが、これが実は、月村らが言うところの、朗読法の指南書なのである。

宮武外骨『明治演説史』大15・4 (有限社) には、「演説に關したる単行本と雜誌」の項において、前述の『公会演説法』を始めとして明治十五年までに刊行の単行本二十五点の名を記すが、この項全三頁のうちに紙幅を割いて、『演説金針』所載」として演説者のとるポーズの見本図十二点を掲げている(図1参照。『明治演説史』に転載されたものに拠った)。これは、外骨による説明はないが、元來はやはり『続公会演説法』の場合と同様、原書から『演説金針』へと模写された図である(原書から『演説金針』へは、手足の構え方の図八点の模写もある)。

原書の構成は、前半は(朗読の)技術解説、後半は、朗読対象にふさわしい、西洋古今の著名な文章の実例集であり(シェイクスピア作品などが含まれる)、この構成、および原題からも、原書の性格は明らかである。前述のポーズ図解は、この前後半の中間に付録のように位置している。

注目されるのは、図解のうちに、演説者然とした人物のそれ以外に、古代ローマ兵士風の人物によるポーズ図十六点が載ることである(演説者図よりも点数が多い。なお、両様の図とも、ATTITUDES AND GESTURES.とごう見出し



演 説 金 針 所 載

図 1

が付くのみで、解説はない)。欧米の演説法が規範とする古代ギリシャ・ローマの演説の様子をイメージしたもの、と考えられなくもないが、それにしては、「兜」をかぶっているのが不釣り合いである。一方、これらの時代を舞台とする戯曲中の登場人物をイメージしたもの、となれば納得がいく。そして、『演説金針』においては、これら兵士風の図はカットされているのである。

ここで本稿筆者の考えを述べておくが、訳者が「勘違い」、原書の性格に全く気づかなかった、とは考え難いのではなからうか（「勘違いという」指摘の趣旨を補強しうる書」という表現にとどめたのは、そのためである）。

紹介が前後するが、『泰西ノ名家 演説集』明12・6（栗原亮一纂訳 井上甚太郎出版）は、二部構成をとっており、前半が指南書、後半が演説集となっている。指南書としては『演説金針』に先行し（ポーズ図解もある）、やはり原書の存在が知られる書だが、その「緒言」に

此書ハ英国弁術兼文学博士ダビット、チャーレス、ベル氏ノ著述ニシテ紀元千八百七十四年ノ出版ニ係ル原名

「モデルン、スピーカル」（近世演説者ノ意）ト題セル原書ニ基キ

とある。David Charles Bell は他に“BELL'S READER'S SHAKESPEARE”や“BELL'S STANDARD ELOCUTIONIST”等、朗読法の著作のある人物であるが、右記にあたる書は、

同人による“THE MODERN READER AND SPEAKER”である。このタイトルから、右の緒言の文中では、中間にある READER の語を省いていることになり、これなどは、十分に意図的なものを感じさせる。

そしてこの、タイトルに関する READER の語省略の処理は、実は『演説金針』でも全く同様なのであった（原タイトルは前出。ここでは末尾からの省略）。よって、『演説金針』も意図的な転用をおこなった可能性があろうか、と考える次第なのである。いずれにせよ、ローマ兵士風の図は演説指南書としては不似合いなために、これは意図的にカットされたもの、と推察される。

『演説金針』の構成を見ると、前半は「演説学ノ大意」に始まって、「音声ノ事」「態度ノ事」「手ノ作法」「足ノ踏方」などと技術解説を十章にわたって載せ、ポーズ図解は「態度ノ事」の章に繰り込まれている。文章実例集はカットされ、後半は「付録」として「集会条例類纂」を掲載、当時の日本の実情に即した演説関係書として体裁を整えているのである。

さて、原拠となる書が存在が明らかな演説指南書の代表的な例としては、『西洋討論軌範』明治14・6（西村玄道訳述 沼間守一・末広重恭校閲 是我書房蔵）も挙げられよう。

校閲の兩名は、当時の演説者として最有力的存在であり、本書は翌十五年四月には五版を重ねている。この書はしかし、『演説金針』と性格を同じくする点と異にする点がある。

同書は、『演説金針』のように原書名が明記されているわけではないのだが、本文内題下に「英国 ロートン原著」とあるところから、「THE DEBATER: NEW THEORY OF THE ART OF SPEAKING」(FREDERIC ROWTON 1846 LONDON) が原拠であることが判明する。その原書の三章構成のうち、一、二の各章から各二点のテーマ・論述が抜粋されているが、主眼としているのは、目次に

雄弁大家タルヲ得ンニハ学識(ノヲレージ)、天質(ナチア)、演説術(アートルヲフスピーチ)ノ三者孰レカ最も必要ナルヤヲ論ス

とあるテーマである(他の三テーマの頁概数が二十五、四、六であるのに対して、四十四頁を割いている)。十三人の「議員」が、この三要素のうちどれが最も必要かを挙げて論じている。二要素を挙げる者、これら以外の「道徳的性質」を挙げる者もいるなか、三要素の支持者はきれいに三分されるが、最後には「議長」が

天質学識演説術ノ三者中其一ヲ欠クベカラサルヲ發明セリ(中略)此三者ヲ具備スルモノニシテ初テ雄弁大家ト称スルヲ得ベキナリ

と結論づけている。

しかしやはり演説の「術」＝技術、ARTを最重要視していることは、学識、天質と並列したうちのこれのみを副題に据えていることから明らかであり、演劇的性格という観点に

おいて注目に値する。ただし、演説術の内実についての記述は見られない。この点で、『演説金針』等が朗読法指南書から誤用あるいは転用して、「音声」や「態度」等の「術」を伝えたのは、一線を画する結果となっているのである。

もう一点資料を掲げる。『明治演説史』は、前述の「演説」に関したる単行本と雑誌」の項において、雑誌については『三田演説筆記』明8・5(報知社)以下、十五年までの十四点を掲げる。そのなかで『演説集誌』明11・1をとりあげ、第一巻には「諸税、徴兵、修身学、文明開化、経済学の事など訓蒙的の記事ばかり、」第二巻には「演説者の心得、其外前同様の記事ばかりで、演説筆記などは一条もない」と、書名との齟齬を指摘するが、ここでは第二巻(明11・4)「演説者の心得」の一節に目を留めておきたい。

人の弁舌の明晰なるは、実に一の芸能でありますが、其一芸に、熟達せんとするには、元より幾多の勉強の功を、積で参らなければなりません、(中略)演説者は元より、人たるものは、心を用ひて、其音声の明晰に、清雅なることを、心掛ねばなりません

「芸能」という語を、現行通りの意として「演劇的性格」というテーマにことさら引きつけることは控え、技能、技術の意に解しておくとしても、やはり、音声などの演説「術」こそが「指南」されるべきものであった、とする姿勢の通底が、これらの指南書からうかがえるのである。

三 演説集

—「受け手」との応酬／「評判」の登場をめぐって—

前掲『演説集誌』は、その書名にふさわしくない内容、とされたが、指南書の一方で求められたのは、演説の実例集、ということになる。ところが、これら演説集には、演説本文の記載にとどまらず、本稿冒頭で述べたような、政談演説(会)の様相をうかがわせる記載が見られる。

諸書を見て気づくのは、演説本文の合間に、「受け手」(演説においては聴衆だが、芝居の観客のイメージをも視野に入れつつ、包括してこう呼んでおく)による「合いの手」と呼ぶべき記載の挟まるものが目立つことである。具体的には、「ヒヤ／＼」hear, hear (賛成の意)、「ノー／＼」no, no (反対の意)を基本とするが、「喝采」「大笑」等も随所に見られる。

より具体的な記載について探ると、『近世諸／名士 政談演説集』明23・4 (石川正七編輯兼発行 演者九名演説九件)は特に千頭清臣の項において「謹聴／＼述へ給へ謹聴す」「勿論なり言にや及ぶ満場大喝采」等比較的詳しく合いの手を記す。また『政談演説集』明治22・9 (岡田重敏編纂兼発行 七名七件) 角田真平の項には、

もし後藤伯が反対の意見なりとせば証拠を挙げて御ろう

じろ(妨害の拍手大に起る)……………サウあはてるには及ばない、サウあはてると私は考へる、小生の演説位に對して、サウあはててはトテモ国家の大事には当たれない(大笑大喝采)

などとあつて、受け手と演者間での応酬が活きいきと描かれている。

「ヒヤ」「ノー」の合いの手は、『欧米各国／政党巨魁 政談演説集』明14・12 (西村玄道纂訳 是我書房蔵梓 仏ガムベッタ等四名四件)や『今世西洋／改進黨 大家演説集』明治15・5 (松岡好一編輯 法木徳兵衛出版 英ブライト等五名十件)等にも見られるところから、演説者側の音声、態度等の演説術同様、外国からそのまま移入された慣習と察せられる。外国由来ではあるが、受け手から声が掛かり、演者も時にそれに反応する、という現象があったことは、歌舞伎に通じる双方向性が認められる。

右に例文を掲げた『政談演説集』の新井章吾の項には、さらに次の記載がある。

満場喝采ノー／＼此時本花道に一人の若者蝙蝠傘の先にハンカチーフを結びしを提げて躍り出で仮花道の方に向つて合図をなしたるに、仮花道の附際に控へし一団の人々は盛んにノー／＼を唱へたり、此の合図は以下屢々立現はれたるに付略記してハンカチーフと単称すべし

この「ハンカ(ケ)チーフ」は計十八回登場するが、その十

回目には次のようにある。

満場喝采ハンケチフ現はれ一隊の妨害者声かぎりにノーク
を叫ぶ隣座の聴衆怒つて妨害者と揉み合を始め遂に引ず
り出したる模様にて満場起立したり

国家懸案の「条約改正」をめぐって、自由党の新井が改進黨による改正推進を批判した演説であり、熱のこもった情景であるが、実際に劇場を会場としていることも相俟つて、サクラの存在、聴衆同士の喧嘩等が、合いの手に輪をかけて歌舞伎を想起させるところである。

右は極端な例としても、合いの手が常態化していたことは、これら演説集から明らかである。が、そもそもこのように演説集に合いの手までが記載されること自体、関連出版物という後付けのかたちで、受け手との応酬という、前時代以来の演劇的な雰囲気を提供、補強していた、ということも確認しておくべきであろう。

* *

ところで、演説集のなかには、合いの手が記載されていない演説の例も、存在する。これはたとえば、その演説の筆記者が合いの手を記載しない方針をとった、という可能性も考えられる。しかしここで、合いの手が記載されず、かつ独特の構成を持つ演説集として、目を留めておきたい書がある。本題の「演劇的性格」に関わる資料という見地からは、むしろ遠ざかるものとなるが、副題の方の「評判記」との関わり

において、とりあげるものである。

『日／本 演説大家集』明14・3（坂田哲太郎編輯 法木徳兵衛出版 漸進堂発兌 七名七件）は、各人につき、扉として肖像を掲げた後（ただし四名のみ）、小伝を掲げ、その後に数頁（二十数頁の演説本文が載る。特徴的なのは、さらに末尾に「評曰」として、数行の評文が載ることである（序にはこの評のことは記されていない）。しかしこれは、演説自体の内容、趣旨についての評であつて、演説者の「演説ぶり」に対する評（演者としての演説者評、狭義の「演説者評」）ではない。

・未タ其人ニ接セザルモ一読ノ下直ニ貪犬モ廉ニ惰夫モ其志ヲ立テシムルコトアルハ真ニ信ニ悲壯慷慨ノ言論演説ト云フベシ

・読者ヲシテ覚ヘズ感慨歎歎ノ念ヲ惹起セシムなどとあつて、演説本文は「読まれる」ことを前提としたものである。よつて、「合いの手」は記されていないのである。そして、「演説大家集」と銘打ちながら、そして肖像まで掲げておきながら、「演説者評」の記載はなく、一方で「大家諸彦の演説小伝画像斯三者完全シタル書」とするにとどまっているのである。

この後になつて、『東／京 代言人列伝』明14・10（町田岩次郎編輯 法木徳兵衛出版 漸進堂発兌）に演説文例、小伝とともに人物寸評が載り、『自由改進黨／漸進保守 明治演

説評判記』明15・10（栗田進太郎著 師岡国・土屋忠兵衛出版 競錦堂発兌）に演説ぶりの評がようやく登場してくることを考えあわせると（両書とも前稿既出）、本書は演説者についての、やはり狭義の「演説者評」が芽吹くかどうか、という微妙な時機を探る目安となっている。

評判の対象となる演説（合）の演劇的性格をよく示すこと、あるいは、演者としての演説者の評判が登場してくる機運をうかがわせる材料となること、等、演説集は演説本文自体の資料的価値以外に、これらの意義をもたらしてくれるのである。

四 演説関連創作作品 — 構成要素の諸相 —

『書生肝漬誌』明16・4（後で条を立てて検討対象とする）のなかに次のように記す。

近來の著述を見るがい、苦駄らぬい者ばかりだ其くせ強気に売るとは不思議サ閻魔大王判決録だの三政党穴探の内幕話ヤレ新聞雜誌評判記の二十三年未來記などというの書があるがイヤモウ一ツとして根のある著述はない所が斯んなのが売れるのだから世の中は訳らぬものさ

明治の新しい政治動向、世相風俗、人々の生息等を描写の對象とした書が種々現れて人氣を得ていた狀況を示すが、この『書生肝漬誌』もまた、そのような作品の一つであり、これらの事象を、滑稽な筆致で綴った性格のものである（なお、

実は『三政党穴探』もこの書に同じく柳窓外史の著作である）。これら諸作品のなかには、当時新しく興り、大いに注目を集めていた「演説」も、当然描写対象として取り込まれてくる。『明治演説史』においても、演説をめぐる珍奇な逸話は、主に新聞を取材源として種々紹介されているのだが、本項では、こういった諸創作作品中のなから、（本稿の主題である）演劇的性格をあぶり出すことを狙いとした演説関連描写について、抽出をおこなっていく。なお、本項での検討は、演説を構成する諸要素毎に系統立てておこなうのではなく、作品毎に列記していくものとする。

○『文明／開化 地獄極楽一周記』明治15・2（大久保夢遊著 法木徳兵衛出版 漸進堂発兌）。文明開化を迎えた地獄と極楽の様子を夢に見た著者が記述する、というもの。「極楽の部」に登場するのが、釈迦十大弟子のうち「弁舌第一」と称された富婁那である。彼は「地獄には近來頻りに演説といふもの流行する趣きを聞き是屈竟のことなり」として自らも演説を挙行する。その会場の様子は次のように描かれる。

靈鷲山なる説教場を借り受け門前には演説の二大字を書きたる大扁額を掛け（中略）正面に菜俎様の足高き机をすへ樽のごときものを以て椅子とし傍らに大きく「論題 守旧開進ノ利害」と認めたる札を張り又其脇に「聴衆若シ演説ヲ以テ其当ヲ得タリトスル時ハ説教ノ時ノ如ク念

仏ヲ唱へズ拍手シテ同意ヲ表スベシと書したり

そして、彼は滔々と弁を述べ立てるのだが、この場に同席していたのが、「警視の長官」「生れが相撲取として腕力を好む一大守旧家」舍利弗（やはり釈迦十大弟子の一。ただし本来の別称は「智慧第一」）である。富婁那の守旧派批判演説に対する彼の対応を次に掲げる。

苦虫を嚙潰したるとき顔をなしいとゞ丸き目をむき出し富婁那に向て子の演説は国安を妨害する者なりと見認むれば聴衆をして早速解散せしむべしと警視官の三字とサーベルを権にかけ最と厳かに言渡せば富婁那は中々承知せず我輩の演説は未だ緒を開きたるまでにて半ばにも至らず然るを貴官には又何を見認めて国安を妨害するとなし本会を解散せしめよとは云ひ玉ふぞ其理由うけたまはらんと目色を換へて論じ語れば舍利弗は暫し言葉もなかりしが八字の髻を逆にたてて国安妨害は国安妨害なり警視官が不都合なりと見認めて解散を命ずるに命を用いぬとは何事ぞと言ひつゝ、自から聴衆に打向ひ富婁那の演説は解散を命じたれば各々も早や帰らるべしと聞て聴衆は不満氣に小言たらぐ詮方なくも皆々家路に帰りけり

この描写は、実際の演説会に同席、監視していた警官による、演説中止命令の様子と重なっていたと見てよからう。具体的で、芝居気も感じられるやりとりがうかがえる。

留意したいのは、演説中止はゆゆしき事態であるが、これも実は、聴衆の合いの手同様、演説会に頻発する「定番」となっていたのであろう、本人や当局の思惑とは別に、彼ら警官も、演説会のなかで一定の「役割」を担う結果となっていたのであろう、ということである。これについて、次の作品をあわせて参照する。

○『新奇／妙談 閻魔王判決録』初編明16・2、二編同・5（高瀬紫峰著 共同社発兌）。本項冒頭の『書生肝潰誌』引用中に既出。明治の世になって登場した新人種十七名に対して、閻魔王がその行状をもとに判決を下す、という趣向の作品である。興味を引くのは、新聞記者は血の池地獄、政治家は剣の山へ（初編第一、二席）、華族は釜煮、新聞社長は無間地獄へ（二編第一、二席）、等とあるのに対し、初編第三席に登場する「演説家」に対しては、「朕は汝の如き誠意誠心の者を愛す」として娑婆へ帰していることである。これは、作者高瀬の、自由民権論者としての立場を反映したものであろう（ただし彼は、明治十五年に著作者として立つ以前は、複数の新聞に関わる活動をしていたのだが、作中での新聞関係者の処遇については、また別に思うところがあったものか）。

そして、続く第四席として登場するのが「警部」である。「演説士が少しく過激の語を吐けば忽ち国安に妨害ありとて

之を中止し」(檢察官)「演説臨監の節頻りに中止解散を命じたるはいかがの心得なるぞ」(閻魔)といった追及を受けながらも、「集會法によつて見るも社会の安寧を害し候演説は差止めるの規則に御座候間不本意ながらも中止仕り候」等との返答があり、結局閻魔は「是れ志の罪にあらずして識の罪なり」「汝は智識の不完全なるにより此罪を犯したる者なれば少しく恕するところあり依て三途川の堤防人足を申付る」との判決が下されている。

「弁士と巡査との衝突までもが、政談演説会を成り立たせる一要素となっていたのである。」という指摘がすでにある。これを換言すれば、現場に派遣され、時機をうかがってお決まりの科白「国安妨害」を発し、騒ぎから中止へとというありがちな流れへ発展させてしまう、当局の手先。そのような「役割」を担った、演説会場の「要員」として、彼らはとらえられていたのではないか、ということになる。右の温情判決は、演説会場における警官に対するこのような、いわば愛憎半ばする、正面切つては表出しづらい認識を、明確に裏打ちする資料として掲出できよう。

○『書生肝潰誌』明16・4(柳窓外史著 横田兼太郎出版 今古堂発兌)本項冒頭で参考としたもので、書生たちを中心に、人々の生態を滑稽に描いた作品である。そのうち「二生相会して電線の糸口をもとむ」の条に、書生二人が演説会を

開いて金儲けを、というくだりがある。

ナントお互で演説会をやらかし聴衆一人前十錢づゝ取揚るとすれば五百人で五十円づゝの右の内席料が十五円諸雜費五円としても三十円は儲かる此れほど味い商法は恐らくあるめへ

結局二人とも演説は未経験、ということ、この相談は頓挫するが、入場料、聴衆の規模、諸経費、利益(の皮算用)等の相場が知られる。さらには、本来高邁な動機にもとづく政談演説会の流行のかけに、このような不純な輩もいたであろうことをうかがわせる。

「威張そこねた田舎の弁士」の条では、中止解散を命じられた演説者が警官に連行、拘留されるまでを描く。警官との具体的なやりとりは前掲の『地獄極楽一周記』でも紹介したが、さらに、聴衆による「負ると利ねいぞイヨ民権家の親玉ア」「東洋のガンベツタしつかりしつかり頼みますく」といった囃し言葉、警官による集會条例第六条の口頭の引用等が加わる。しかし、一見激しいやりとりののちには、

・聴衆も口の先でこそ威張り散せ弁士の拘引せらるゝを見て吾れがちに解散しちりくゝに立ち去れば

・聴衆が無暗と拍手してヒヤ／＼の声を発する面白さに斯く言たなら拍手するならん此の語を発したならヒヤの聲を出すならんと前後の考へはさて置き目前に警察官の居るをも打忘れ激語をならべたは吾が誤りア、つまらぬ身

に成つたなアと豆の如き涙をポロリ

とある。創作作品ならでは、ではあるが、亜流レベルの演者・受け手双方の裏の心理を穿っており、これもまた、華々しい政談演説流行の表舞台とは対照的な様相を提示している。

○『時事／新話 明治乗合船』明16・6（柳窓外史著 横田兼太郎出版 今古堂発兌）これも柳窓外史の著作である。横浜・神戸往復の汽船における、乗客八名による談話を紹介する、というもの。「奥州白石の人旅人白鳥を打ちて一郡の大騒動を引き起せし原因話」「九州辺の官員邦国と政府の區別を演説す」等と話柄が様々であるなかで、最後の「高知人久松座自由党大演説会の話附十六名弁士の細話」は他の条より分量も多く（約十七頁。他は最高で約九頁）、本作はこの条の紹介を主眼としたものか、と推測される。

演説について参考となる記述としては、東京日本橋の劇場久松座（明治座の前身）を用いた会場の様子がある。

扱其当日は我黨員諸氏か蘇張の弁もて演説せらるゝ名論卓説を聴んものと我れ先きに詰めかけ推しかけたればさしもに広き久松座も立錐の余地なく人山人海其の頭望々として演壇の左右前後に推し込み猶ほ弁士の控所をも奪ひ取んす勢なりし扱其演壇の景状は紫地の満幕に自由万歳と白く染抜きたるを掛け彼の偽党撲滅の旗は中央に繡り紅氈打ち敷きたる高机の側に据へ置きし大花瓶に挟み

し燕紫鶉紅の花は諸氏か其活発快々なる風貌に接するを喜ぶか如く今を盛りと咲き出てたるは聴者も最と心地よかりしとなん

演劇的性格ということ考えた場合、舞台設定とそこから醸成される会場の雰囲気というものも重要であるが、もともと劇場ということもあって、申し分なかったものと思われる。演説者の様子として、第四席新井章吾（前出）のそれを掲げる。

痛く改進黨を攻撃せられしは最も妙にして其身振は西洋人丸出しとも云ふへき程なれば聴衆の称賛を得たるは恰も熱暑の候函館氷に於けるか如くヒヤ／＼の声満場に湧き一時は鳴りもやまさりき
演説指南書におけるポーズ図解が想起されるが、それが忠実に実践されていたことがわかる。

第十五席「参河板垣の綽号ある」内藤魯一の演説の末尾は次のようにある。

若し彼れ（引用者注、改進黨）腕力を以て当らんとならは余一人にて之れに抵抗すべしと嗚鳴られながらコップを取りて打ち毀ちたる景態は聞くも凄まじかりき
演劇的性格ということからは、「小道具」についても考えが及んだが、諸書において演壇を描いた図には、必ず水差しとともにコップが描かれている。当時の聴衆の眼には新奇に映つたものであろう。それをを用いての、まさに芝居がかったパフォー

マンスである。

○『東京流行細見記』明18・7（清水市次郎編輯兼出版 武田平治発兌）吉原細見を模して、当時流行の事物を紹介したもので、嘉永六、慶応元、明治元の各年に、同趣向のものが先行して出版されている。

遊女屋毎の記載に倣った記載として、「摺物屋活字郎」と「真影屋写四」の間に位置する「演説屋政治」の齣には、遊女の名に擬して「沼間」「末広」「尾崎」「犬養」等の名が並ぶ。下段の、禿の名が列記されるべき箇所に「ぼう／ちやう／れう／十銭」とあるのは、前出『書生肝潰誌』の入場料（傍聴料）の記述と一致する。また右上、遊女屋の紋が記される箇所にはその業種にふさわしい物が描かれるが（摺物屋はローラー、真影屋は写真機、等）、ここにはコップが描かれ、右記『明治乗合船』の条で述べたことと相応している。

○『雪中梅』明19・8（末広重恭著 博文堂出版 松村九兵衛・梅原亀七発兌）ここまで紹介してきた諸作品が、戲作的な傾向を持ったものであったのに対し、本作は「政治小説」の代表作とされるものである。著者末広重恭は、自身演説家である一方、本作の「鉄腸」の筆名によって、作家としても著名である。

本作の第二回は、演説会用の貸席として著名な浅草井生村

楼（前稿既出）における政談演説会の描写で、本文四十三頁のうち約三十一頁が、主人公野基の演説本文にあてられている。聴衆として出かける人物の科白として「十銭散財で御突合をしやう」とあること、演説本文の合間に頻繁に合いの手が挟まること等は、既述の事柄の補足となるが、それ以外としては、次のような箇所がある。

・百余畳の広座敷は聴衆充滿して立錐の地もなく正面には一脚の卓子あり一人壇上に立ち弁論方に央なりと見え笑ふ者あり叫ぶ者ありノ／＼とヒヤ／＼の声間然として最も雑音を極む弁士の右方に警察官二名剣を帯び正服を着して儼然と椅子に倚り書記一名鉛筆を手にして頻りに弁論の大意を筆記す東壁に六七張の張紙あり蓋し弁士の姓名と論題とを掲出するなり

・只だ見る一人南方の玻璃障子を開き悠然と聴衆の間を經過して壇上に登るあり

劇場でない会場の様子を、垣間見ることができる（図2参照）。明19・11再版本に拠った。

・少年（引用者注、「若者」の意）は袖中より手巾を出だして面上の汗を拭ひながら座を見渡し

・少年は手にする所の手巾をテーブルの上に投げ眉忽ち揚り大声して

コップに加えて、ハンカチもまた小道具の一つであった。

君は演説の最中にも北の窓の下に居った別嬪の方ばかり

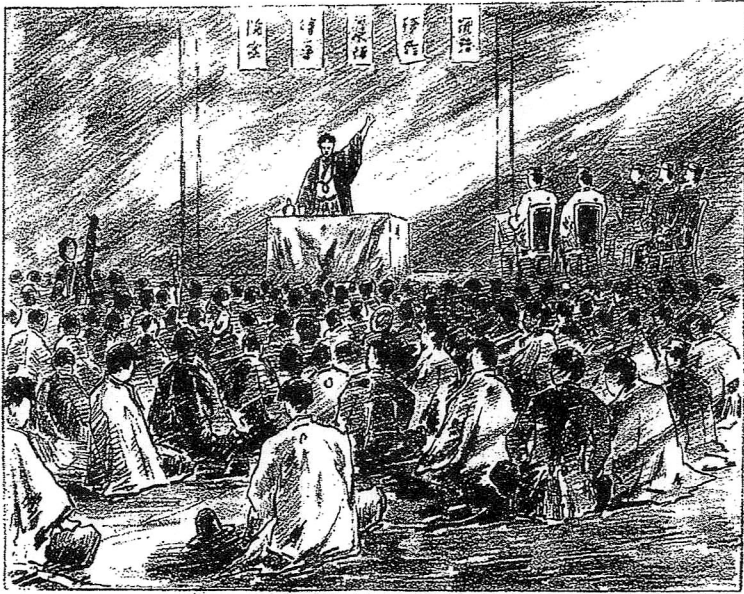


図 2

見て居たちやアないか「馬鹿を云ふナ君ではあるまいし
「だが彼の女は中々の美人だぜ

国野の演説が終わり、この回末尾近くの記述である。観客（こゝでは聴衆）もまた観られる対象である、という、歌舞伎では馴染み深い図式であり、式亭三馬『客者評判記』（文化八年刊）における類似の描写を連想させるくだりである。

以上、系統的な整理はおこなわなかったが、会場の雰囲気、関わる人物、その相互のやりとり、等から小道具に至るまで、右記六点の創作作品からの抽出による限りでも、演劇的性格が種々のかたちで浮かび上がってくるのである。

五 おわりに — 評判記の消長の要因として —

政談演説および政談演説会における演劇的性格について、演説指南書、演説集、演説関連創作作品という仮分類に沿って、それらに属する諸書にもとづき、検証を施した。演説も広義の舞台上での表現行為である以上、そのような性格を帯びていたのは当然と言える。しかし、演説という行為を外国から導入するにあたって、朗読法という、より演劇的性格の強い技術からの誤用あるいは意図的な転用がおこなわれることにより（いづれにせよ、演説の導入に逸ったためであろう）、その性格が増強されたことは、重視すべきであろう。結果として、政談演説会は後に「娯楽」という語すら付与される存

在となった。⁽¹⁾そしてその担い手である演説者が評判記の対象とされたのは、その母型である役者評判記の対象が歌舞伎役者であったのごく近似したことであり、自然な成り行きととらえられたのだと考えられる。

しかし一方で注意すべき点は、政談演説会はその本来の政治的性格をも依然確保しており、一種の二面性を持っていた、ということである。明治二十三年に国会開設という大きな目的が達せられると、政談演説会は衰退に向かう。演説者側の本来の動機付けから言えば当然のことであり、演劇的娯楽的な面の吸引力だけでは、維持できるものではなかったのである。そして活躍の「場」を失った演劇的演説者を対象とした評判記も、姿を消していく。代言人などという、彼らの実務的な方の実体に関する情報へのニーズは、名鑑的性格を備えたものへと移行した出版物によって、応えられていくことになるのであった（前稿参照）。

だが、本稿冒頭でも確認したが、演説者として人気を得た代言人たちの評判記は、併存していた俳優評判記を、諸種の評判記のなかの相対的な地位へと移動させるのに力があつた。演説者の評判記は、無論、かつての役者評判記と肩を並べるものとはなりえなかつたものの、政談演説（会）⇨演劇的な性格を持った好個の対象物を得たものとして、「流行物」を扱った江戸期の名物評判記に類似した、一時的に存在感を示した出版物という位置へと収まることを得たのである。

注

(1) 「役者評判記の「相対化」——明治前期諸種評判記の動向より見て——『日本文学研究』57、平30・2。以下、「前稿」と呼ぶ。

(2) すでに『ビジュアル・ワイド 明治時代館』平17・12（小学館）「盛り上がる演説会」の項に、「民権家の演説は、何よりパフォーマンスとして、人々を魅了した。」と表現する。

(3) 「東大黎明期の学生たち——民約論と進化論のはざままで——」展示目録、<http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/kono/fenjikai/index-j.html>、月村辰雄、展示委員会作成。

(4) 厳密には、図（複数）は『公会演説法』（尾崎行雄翻訳 丸屋善七出版、以下同）明10・11、『増訂公会演説法』同12・4には載らず、『統公会演説法』同12・9に載る。

(5) 一方、高野宏康はこの種の書について、「当初は発音と身振りを重視した構成の物が多く。西欧の演説技法をそのまま紹介した「直輸入」的な内容となっている」としており、朗読法との取り違えに関する記述はないのだが、「そのような状況は、馬場辰猪『雄弁法』（1885年）刊行後に転機を迎える」と、『雄弁法』の位置づけは近似する。高野宏康「演説をいかに読み解くか？——近代日本における演説の受容と雄弁家をめぐって——『非文字資料研究』21、平21・3。

(6) 明治十三年四月太政官布告「集会条例」第四条「管轄警察署ハ、（中略）国安ニ妨害アリト認ムルトキハ、之ヲ認可セザルベシ。」第六条「派出ノ警察官ハ、（中略）公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ、及ビ集会ニ臨ムヲ得ザル者ニ退去ヲ命ジテ之ニ從ハザルトキハ、全会ヲ解散セシムベシ。」

(7) 注(2) 掲出文献。なお、同書は巡査と聴衆による演説中

止騒ぎの図を『絵入自由新聞』から引き、「描かれている会場は、浅草井生村楼（引用者注、本稿『雪中梅』の条参照）と思われる。」とするが、棧敷席が描かれているので、いずれかの劇場の誤りであろう。

(8) 注(6)に掲出。

(9) このうち本書のみの紹介が『明治文化全集』第八巻風俗篇、昭和3・2（日本評論新社）にあり（尾佐竹猛解題）、先行各書とまとめての紹介が、『江戸明治流行細見記』平6・9（太平書屋）にある（花咲一男解説）。なお、後者解説に「政治家までもが品評の対象となっている」とあるが、これは、一般人から政治に興味が向けられるようになったという情勢の一方で、演劇的性格を帯びた演説（会）が一因となって、政治の世界の側に通俗味が付与されたという一面にもよると考えられる。

(10) 注(2) 掲出文献。